

中山間地域等直接支払制度（第4期対策）の最終評価の概要

活動の実績及び成果

【概要】

- 2.6万協定（集落協定：25,405、個別協定：553）、60万人の協定参加者により、66.4万haの農用地が維持管理
- 令和元年度中に、全ての協定において協定に定められた活動の目標が達成される見込み

【農用地の減少防止効果】

- 第4期対策においては、本制度により**約3.9万haの耕作放棄の発生防止を含む約7.5万haの農用地の減少が防止**されたことにより、農用地の多面的機能が維持・発揮された
（※面積は推計値）
（参考）7.5万haは、北海道を除く都府県の耕地面積の平均（7.2万ha/都府県）を上回り、愛知県（7.6万ha）、埼玉県（7.5万ha）、兵庫県（7.4万ha）の耕地面積に匹敵する面積

都道府県及び市町村による評価

- 本制度が耕作放棄地の発生防止や水路・農道等の適切な維持・管理などの農業生産活動の継続のほか、農業生産体制の整備や所得形成、人材確保など様々な観点から効果を発揮していることから、本制度に取り組む道府県のすべて及び市町村の99%が本制度を前向きに評価

今後の課題

- 今後中山間地域等で農業生産活動を継続的に行っていく上での、都道府県からあげられた主な課題は以下のとおり

背景

- ✓ 高齢化
- ✓ 人口減少

- ① 担い手や集落活動のリーダーなどの人材の不足
- ② 農村協働力（集落機能）の低下
- ③ 営農にあたって、農作業の省力化や農業収入の減少
- ④ 本制度を実施するにあたって、事務負担や交付金返還措置への不安

まとめ

- 本制度により、農用地の維持や耕作放棄の防止による多面的機能の維持・発揮が図られており、今後も同制度の継続的な実施が必要。一方、より効果的な取組の実施のためには、以下について検討が必要。
 - ① 人口減少や高齢化による担い手不足を解消するため、集落戦略の策定等を通じて集落の将来像を明確化するとともに、**後継者の育成や外部人材の確保、関係人口の増加などの取組を促進**
 - ② 農村協働力（集落機能）が弱体化しており、集落協定の広域化や地域づくり団体の設立等を通じて、**集落機能を強化し、持続的・安定的な体制を構築**
 - ③ 条件不利な中山間地域においては、農作業の省力化や農業収入の減少が課題となっており、農地の集積、スマート農業の導入、高付加価値型農業等の推進により、**生産性や付加価値を向上する取組を促進**
 - ④ 本制度の実施にあたっては、事務負担や交付金返還措置が不安につながっており、より取り組みやすい制度になるよう**事務負担の軽減や交付金返還措置の見直し**